虐待の防止のための指針

社会福祉法人 ほうえい会 特別養護老人ホーム 栄光の杜 平成18年4月1日制定 平成24年4月1日改訂 平成29年4月1日改訂 平成30年4月1日改訂 令和06年4月1日改訂

1. 施設における虐待の防止に関する基本的考え方

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為に該当するという認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。(別表)資料参照)

虐待の定義

虐待とは、職員から入居者等に対する以下のいずれかに該当する行為をいう。

- i. 身体的虐待
 - 入居者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii. 介護・世話の放棄・放任

入居者等を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他入居者等を養護 すべき職務上の義務を著しく怠ること。

iii. 心理的虐待

入居者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他入居者等に著しい 心理的外傷 を与える言動を行うこと。

iv. 性的虐待

入居者等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

v. 経済的虐待

入居者等の財産を不当に処分すること、その他入居者等から不当に財産上の利益を 得ること。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- (1) 当施設に、虐待防止検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。なお、本委員会の運営責任者は施設長とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための虐待防止担当責任者(以下、「担当者」という。)を選任する。
- (2) 委員会は、毎月の定期的開催(以下「定期委員会」)と、虐待被疑事件が発生した場合

- の臨時開催(以下「臨時委員会」)の二種類とする。なお委員会は定期・臨時ともに同 一の主体が行い、構成員等は変わらない。
- (3) 委員会の構成員は、「身体的拘束適正化検討委員会」と同一とする。
- (4) 委員会内に、虐待が疑われる場合の相談・通報窓口を設ける。窓口担当者は一名を委員会において互選で定め、持ち回りとし、委員以外の者とすることもできる。
- (5) 委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には次のような内容について協議するものとします。
 - イ 委員会その他施設内の組織に関すること
 - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ニ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ホ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるため の方法に関すること
 - へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関 すること
 - ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。
- (2) 研修機会について、年 2 回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- (3) 研修内容は、次のプログラムより実施します
 - ・高齢者虐待防止法の基本的な考え方の理解
 - ・虐待の種類と発生リスクの理解
 - ・早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ・発生した場合の改善策
 - ・(高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解)
- (4) 研修の実施内容は、実施概要、研修資料、参加者名簿等を記録し、保管をします。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の除去に 努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合、役 職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

■初期対応

- ・入居者の安全確保
- ·事実確認
- ・情報共有と対策の検討
- ⇒施設長・副施設長・生活課長・介護係長・生活相談員、その他委員会の構成員
- ・ご本人、ご家族への説明及び謝罪
- ・関係機関への報告
- ・原因分析と再発防止の取り組み検討(虐待防止委員会)

■施設長の責務

- (1) 施設長は、職員から施設内外における虐待を受けたと思われる入居者及びその疑いがある案件の報告を受けた場合は、速やかに委員会を開催するなどこれを検証し、市区町村へ通報(届け出)するものとする。虐待の状況によっては、警察への通報も行うものとする。
- (2) 施設長は、虐待に関する報告又は通報を行った職員について、そのことを理由に解雇・ その他不利益な取り扱いは行わない。

■職員の責務

職員は不適切であろうと思われるケアや言動を発見した場合(確たる証拠は不 必要)は、速やかに上長(施設長、副施設長、生活課長、担当係長、主任等)に報告する責務を有する。職員は虐待に至らないまでも不適切なケア、その他の兆候を発見した場合でも、上長に報告する責務を有する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1)職員が他の職員等による入居者への虐待等を発見した場合は、速やかに担当者へ報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。また、原則として臨時委員会を開催する。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、前項(1) 職員からの相談及び報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者等が担当者を代行します。また、必要に応じて関係者へ事情を確認し、これら確認の経緯は時系列で概要を整理します。
- (3) 確認の結果、虐待が事実であると判断された場合には、「6. 虐待が発生した場合の対応に関する基本方針」に依り、必要な措置を講じます。
- (4) 実施した事実確認の内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、委員会において 当該事案が なぜ発生したかを検証のうえ原因を除去し、再発防止策の作成と 職員への周知を行いま

す。

- (5) 相談者や通報者の特定に資する情報は保護され、虐待者等に知られてはならない。
- (6) 相談・報告の記録は都度担当者が作成し、万全なセキュリティ策を講じた上で保管する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

入居者またはご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに 応じ、 社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

入居者またはご家族から虐待等に係る苦情申し立てがあった場合、苦情解決責任者は施設長、 担当者は生活相談員とし、以下の手順により苦情の解決に努めるものとする。

- ① 苦情申し立てがあった場合は、上述「5.虐待が発生した場合の対応・報告体制等」の手順により確認した事実の報告と謝罪をご本人とご家族に対して行うものとする。 この際、確認した事実については、時系列に並べて記録を取っておくこと。
- ② その後、改めて虐待の当事者となった職員等から虐待内容を確認し、虐待に至った原因を究明し、それに対する解決策を講じるものとする。
- ③ 解決策に疑義が残る場合は、法人内に設置されている第三者委員会に諮問し、委員の意見を取り入れたうえで、最終的な解決策を決定する。
- ④ 最終的な解決策が決定したら、再度、ご本人とご家族に対してお詫びかたがた虐待に対する解決策と今後の対応について説明をし、理解をしていただく。

8. 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は入居者・ご家族や関係機関がいつでも閲覧できるよう事業所内に掲示し、またホームページに掲載する。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

「3.」に定める研修機会の他、各関係機関により提供される虐待防止に関する研修への参加等、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図れるよう研鑽に努める。

(補足) 高齢者虐待防止法の成立 介護保険制度の普及、活用が進む中、一方では高齢者に対する身体的・心理的虐待、 介護や世話の放任等が、家庭や介護施設などで表面化し、社会的な問題となっている。 平成 17 年 11 月 1 日に国会において「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に 対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)が議員立法で可決、 成立し、平成 18 年 4 月 1 日から施行となっている。 高齢者虐待防止法による定義 高齢者虐待防止法では「高齢者」とは 6 5 歳以上の者とされ、また、高齢者虐待を ①養護者による虐待、②養介護施設従事者等による虐待、に分けて定義している。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。